



みのる法律事務所便り
第 2 5 4 号
平成 2 3 年 6 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實

〒 021-0853

岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所

<http://www.minoru-law.com/>

✉ minoru@minoru-law.com

続けるべきか、整理すべきか ～ 津波で流された会社 ～ (2)



前回、この『的外』で「続けるべきか、整理すべきか ～津波で流された会社～」というタイトルで、津波で流された会社を続けるべきか、整理すべきかについて、私見を述べました。そのような問題を抱え、悩んでいる方が大勢おられ、思っていた以上に多くの反響が寄せられました。

私の考えは、会社を続けるにしても、二重ローンにならないように「これまでの借金（旧債務）は捨てた方がよい」と述べました。「旧債務を捨てる」と一言で言いましたが、どのようにしたら旧債務を捨てることができるのかについては、紙面の都合で前回は述べるできませんでした。今回は、旧債務を捨てる方法について述べてみたいと思います。

新聞やテレビで報道されておりますので、「二重ローン」問題が政治の舞台でも議論されていることはご存じだと思います。二重ローンにならないように、政策として適切な方法を取ってもらえればありがたいことです。だが、それが実現されるのは、いつになるかわかりません。また、実現されたとしても住宅ローン等に限られ、事業資金についてまで二重ローン問題が解消するかどうかは極めて不明確です。将来、法律や政策によって二重ローン問題が抜本的に解決すること

いなべん・千田實の著作は、下記書店にて好評発売中です。

●宮脇書店気仙沼 TEL:0226-21-4800 FAX:0226-21-3010
●amazon.co.jp® <http://www.amazon.co.jp/>





を期待していますが、不確かなことを当てにして手をこまねているわけにはいきません。現行法の枠内で、何か方法がないかと考えを巡らせ、適切な対策を講じなければなりません。

旧債務を整理する方法としては、「任意整理」と「法的整理」があります。

「任意整理」は、裁判所の手を借りずに、債務者またはその代理人である弁護士と債権者との間で話し合いをして、一部の弁済だけで残りを放棄してもらうという方法です。「法的整理」は、裁判所に申立をして、裁判所の手を借りて債務を整理するという方法です。

今回は、そのうち「法的整理」について、現行法ではどうなっているかということの説明したいと思います。

「法的整理」、つまり、裁判所を利用して事業を整理する方法には、他にもいくつかの方法はありますが、私達が使っている方法は二通りです。全国的にも、特に当地方では、この二つの方法がほとんどと言っても過言ではありません。その二つというのは、一つは「**破産手続**」です。もう一つは「**民事再生手続**」です。今回は、その二つの中でも特に利用する会社が多い「**破産手続**」について説明します。

破産手続とは、これまで続けてきた事業をやめてしまうというものです。破産手続は、「**会社の所有する全財産をお金に換えて債権者に配当する**」という手続です。**会社の財産を換金し、債権者に配当する仕事を担当するのが破産管財人**です。破産管財人は、会社に代わって会社の財産を売却したりして金を作り、その金を債権者に配当し終えたら、破産手続は終了します。会社に換金できる財産がほとんどないという場合には、破産管財人の仕事もほとんどなく、破産手続は簡単に終わることになります。このような場合には、債権者に配当する財源がほと



んどありませんので、一般の債権者には「配当ゼロ」というケースとなります。配当の中でも、税金や従業員の給料等は優先債権として優先的に配当しなければなりませんので、売掛金や貸金等の一般債権にまで回る財源がなくなることが多くあります。最近の破産手続においては、このようなケースが圧倒的に多いように見受けられます。

配当が終わりますと、破産手続は終了します。そうしますと、その会社の法人格は消滅し、会社の登記簿謄本も閉鎖されます。「これにて一件落着」ということとなります。つまり、会社は整理が終わり、消滅してしまうのです。従って、旧債務も整理されてしまうこととなります。

「会社が消滅してしまっちは、もうそれまでのノウハウや設備や顧客や従業員との縁は切れてしまうのではないか」と考えるのは当然です。だが、ノウハウや設備や顧客や従業員は、会社が消滅しても新しい会社を立ち上げることによって、新しい会社が事実上引き継ぐということは可能です。40年の弁護士経験の中で、これまでの会社は破産したが、それまでのノウハウや設備や顧客や従業員を活用して、新しい会社でやっているケースを数限りなく見てきました。

このシリーズで私が強調したいのは、「事業そのものをやめてしまった方がよい」ということではありません。前回は申し上げましたが、「捨てるべきものは、捨てた方がよい」という考え方です。つまり、「生かすものを生かし、捨てるものを捨てる」という取捨選択です。捨てるものを捨てれば、欲しいものだけ残ることになります。それを可能にする法的手続の代表が破産手続です。破産手続で旧債務を捨ててしまい、新しい会社を立ち上げて新会社で再出発の方がやりやすいということを提案しているのです。

では、どういう場合に「破産申立」ができるのでしょうか。会社の場合には、「支払不能の場合」と「債務超過の場合」です。この二つが会社の場合の破産原



困です。

支払不能の典型的な例は、**振出手形の不渡事故**です。「会社が振り出した手形が支払期日が来ても資金手当ができずに不渡を出してしまう」という場合です。この場合は、支払不能として裁判所は申立に応じて**破産宣告**を出してくれます。

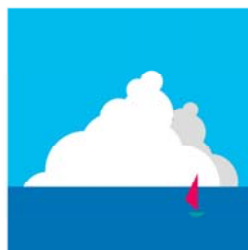
債務超過というのは、**貸借対照表上、プラス財産よりマイナス財産の方が多い**という状況ですが、これは資産をどのように評価するかによって変わってきます。

貸借対照表と一言で言っても、お金を借りるために金融機関等に出す貸借対照表は、金を融資してもらうための資料として提出するものですから、赤字では困ります。粉飾になりがちなところはやむを得ないところです。

会社整理のための貸借対照表は、厳格な評価が必要です。不動産等は、簿価ではなく「現実に売れる価格」となります。建物等は無価値と評価されたり、逆に取壊料がかかるとしてマイナスになることもあります。機械等は簿価5～10%くらいにしかならないことも多いのです。資産の時価評価は厄介な作業ですので、破産申立する場合の申立原因は、ほとんどの場合は手形不渡等の支払不能を申立原因として提出しています。手形不渡でなくても支払不能の状態になっていれば、破産宣告は出してもらえます。

破産宣告が出されると、裁判所によって破産管財人が選任されます。選任された破産管財人は、前述のとおり会社に代わって会社の財産を処分して、お金の換えて債権者に配当する仕事をします。破産管財人に仕事をしてもらうわけですから、裁判所は破産管財人に対して報酬を支払わなければなりません。破産宣告をする前に、その費用を申立人に裁判所に予納するよう命令が出されます。

破産手続に要する費用の大部分は破産管財人に支払う報酬ですが、その他にもいくらか裁判所に納める**手続費用**があります。裁判所に納める費用は、その会社の債務総額によって後記のとおりとなっているのが一般的です。



【予納金】

負債総額	法人
5000万円未満	50万円～70万円
5000万円以上 1億円未満	100万円
1億円以上 5億円未満	200万円
5億円以上 10億円未満	300万円
10億円以上	400万円

会社は、この裁判所に納める費用と破産申立手続を依頼する弁護士に対する費用を準備する必要があります。弁護士に支払う費用は、裁判所に納める費用と同額ぐらいになるのが一般的です。ただ、弁護士の費用は依頼者と弁護士間の話し合いで調整が可能です。

会社は、破産手続が完了しますと消滅してしまい、会社の借金は整理されることとなります。会社はこれで何の問題もなくなりますが、問題は「保証人の責任」です。

会社が借入をする場合には、ほとんどのケースにおいて、会社の代表取締役社長やその妻等が保証人になるよう求められ、保証人になっています。会社の借金は破産によって消滅しても、この保証人の責任が残ってしまうところに大きな問題があります。保証人が会社の社長やその妻に限られている場合は、会社が自己破産すると、保証人となっている社長個人もその妻個人も一緒に自己破産申立をすることが一般的です。

当地方においては、会社という形ではあってもその実態は社長の個人経営と思われるものが多く、「会社破産イコール社長個人の破産」とみなされる場合がほとんどですので、会社を破産させるということは、社長個人及びその妻個人の破産も想定しており、あまり大きな問題はありません。

大問題となるのは、保証人が社長やその妻ではなく、妻の親だったり、社長の



友人だったり、会社経営とは何の関わりもない人に保証人になってもらっている場合です。会社経営に全く関わっていないこれらの保証人は、会社及び社長夫妻が自己破産をしてしまいますと、債権者から保証人としての責任追及を受けることになります。大体、保証人になってくれるよう頼む時には、「絶対に迷惑はかけない」と言いますので、「それなら」ということで保証人になったのに、債権者から保証人の責任を追及され、「払わなければ、保証人の家屋敷を競売にかけろ」などと迫られ、保証人は慌ててしまいます。

法的には、保証契約をしてしまいますと、その責任を免れる途はありません。ですから、保証する以上は、「会社が借りたお金を代わって払う」という覚悟がなければ、保証をしてはなりません。昔から、『保証人にだけはなるな』という親の遺言がある」などと言って保証を断ることがあったようですが、そのぐらいの強い姿勢で保証を断るか、保証した以上は、その借金は被る^{かぶ}ぐらいの覚悟が必要です。

これは、**保証人になる人のリスク**です。

保証には、**保証人になる人のリスク**の他に、**保証人になってもらう人のリスク**があります。それは、「会社を破産させて商売を一度整理したいのだが、保証人に迷惑が及ぶので、それができない」ということになってしまうことです。そのため、もうやめた方がよい経営内容なのに、毎月金策に走り回って本来の仕事に身が入らない状況の方も多くいます。「この内容では、もう破産して整理した方がよい」と勧めても、「私や家内はそれでいいのですが、保証人に迷惑をかけるので、それができない」ということになってしまいます。つまり、明らかに破産して整理した方がよいという会社であっても、何とか続けなければならないということになり、保証人となってももらったことが、なってももらった人にとって^{あしかせ}**足枷**となってしまいます。

私は、平成17年（2005年）9月に『**田舎弁護士の大衆法律学 保証の巻**
— ^{なさけ あだ あだ なさけ}**情が仇、仇は情**』という本を発刊し、その中で詳しく紹介していますが、



「会社を整理したい」と相談に来ていた社長さんの中で、「保証人に迷惑をかけるわけにはいかない」と考え、自殺して生命保険金をもらい、それで会社整理をしたという方が20名ほどおられました。

親しい人から「保証人になってほしい」と頼まれて保証することは、一見「情」^{なさけ}をかけたことにはなりますが、結果としては、保証人になってもらった人を自殺に追い込むことになってしまい、「仇」^{あだ}となってしまうのです。「保証人になってほしい」と言われた時に、心を鬼にし、「私などに保証人を頼まなければならないような経営状態だったら、会社はやめた方がよい」と忠告していれば、自殺に追い込むことはなかったかもしれません。そんな教訓から、この本のタイトルを『情が仇、仇は情』^{なさけ あだ あだ なさけ}としました。

「保証人に迷惑をかけるわけにはいかない」との考えで、無理な資金繰りを重ね、ずるずると経営を継続しているケースが多く見受けられます。だが、これは問題の先送りに過ぎず、根本的解決にはなりません。そんなことを続けていみると、借金が膨れ上がるばかりではなく、悪質な債権者が出てきます。「もうやれない」との見通しを立てたなら、つらいことではあると思いますが、保証人になってくれた方に事情を説明し、理解してもらわなければなりません。

私は、「**これまで取引のあったメインバンクが『もう資金繰りに協力しない』という結論を出したら、この時点で会社は整理すべきである**」と考えています。それ以上続けると、雪だるま式に借金が膨れ上がり、悪質な金融機関と付き合いのようなことになりかねないのです。そして、保証人に迷惑をかけ、自殺まで考えなければならないこととなります。

保証人に支払能力があり、保証した分を支払えるなら、それで問題は一応解決したことになりますが、保証人に支払能力がない場合には、保証人も自己破産する他に方法がないということになります。保証人が支払いができないという状況にあれば、裁判所は破産宣告を出してくれます。その上、裁判所は「保証人の債務は免責する」との裁判も出してくれます。免責決定が出ますと、借金はなくな



ることになります。

皆さんがご心配されるのは、「破産決定が出ると、いろいろな不都合が出てくるのではないか」という点ですが、現行法の下では特別な不都合は考えられません。ご心配な方は、『法律事務所の事務員が答えた本 ～借金問題で悩んでいる方のために～』（ピンクの本）をお読み下さい。前月号の『的外』で「お読みになりたい方はお申し出下さい」と書きましたところ、何人かの方からお申し入れがありました。ご遠慮なくお申し入れいただければ、すぐに謹呈させていただきます。

私が『^{なさけ あだ あだ なさけ}情が仇、仇は情』を出したのは平成17年（2005年）です。その中で、「保証制度は廃止すべき」と強調しました。この制度は、「金を貸す」という強い立場の者が、「金を借りる」という弱い立場の者を食い物にしているもので、まさに弱肉強食の制度だと思えます。

こんな制度を許している国会議員の先生方の頭を疑います。民主党の『マニフェスト 2009』には、「自殺の大きな要因ともなっている連帯保証人制度について、廃止を含め、あり方を検討する」と明記されていました。

最近、国会議員の先生方の中にも弁護士が大勢います。^{せんごくよしと}仙石由人君は、司法研修所の同期生です。弁護士仲間では、『^{なさけ あだ あだ なさけ}情が仇、仇は情』はそれなりに知ってもらっていると思えます。前記マニフェストのように、「連帯保証を禁止すべきだ」という空気が生まれてきていました。

6月23日の毎日新聞によりますと、「金融庁は22日、金融機関が中小企業などに融資する際の連帯保証に関する監督指針を7月にも改正する方針を固めた。経営者の家族や知人らで、経営に直接関与していない第三者による個人連帯保証を原則禁止にする内容」とのことです。是非実現してほしいものです。

いつも「^だ雨垂れ石を^{うが}穿つ」という気持ちで本を書いています。地道な努力は報われることもあるのかな」と、このニュースには勇気付けられました。



みつけたり

まことの自由は
つぼ
壺の中

平成23年6月24日

青空浮世乃捨



平成23年（2011年）3月30日から人工透析に入りました。月、水、金の週3回、夕方4～5時から始まり、終わるのは午後8時半～9時半です。透析は正味4時間ですが、準備と後始末のため、前後に15～20分くらいの時間が取られます。なんだかんだで4時間半くらいの時間が取られます。さらに、病院までの通院時間も必要です。私の場合は自宅と病院が近く、車で5分くらいなので助かっています。

左手の静脈から血液を抜いて、「ダイアライザー」という人工腎臓器で血液をきれいにし、左手の静脈へ戻すという作業です。血液の循環の途中に「ダイアライザー」をはめ込むというメカニズムです。水道管の途中に浄化装置を入れるというイメージです。4時間かけて、血液の汚れを「ダイアライザー」で取り除くというわけです。本当は、1日中ずーっとやっていたら血液が一番きれいになるのですが、それでは生活ができません。週3回、1回4時間というのが、いろいろなことを考えると「塩梅あんばいがいい」ということなのでしょう。

透析開始から終了までの4時間は、左手には「血液を抜く管」と「戻す管」がつながられていますので、自由に動かすことはできません。もちろん、自由に歩き回ることはできません。

床屋の椅子のようなリクライニングのベッド上で、上半身を起こしたり寝かせたりしています。それは患者一人でできます。どう過ごすかは患者の自由です。

右手は自由に使えます。ごはんを食べたり、字を書いたり自由です。左手が



使えないのでいくらか不自由なところもありますが、慣ればそれほど不便ではありません。5時半頃には病院で準備した夕食が出ます。皆さんは、それを食べた後は眠ったりテレビを観たり、リラックスしています。

私は、家内には面倒をかけていますが、弁当を持参しています。病院の出す食事に不満があるわけではありません。病院の食事がまずいとか、不安だということもありません。**永仁会病院**（宮城県大崎市）で透析を受けていた時は、病院が出してくれた食事をいただいていたのですが、いつも完食していました。

私は昔から弁当が大好きで、弁当には憧れさえ持っているのです。透析していても、弁当が楽しみです。透析時間4時間の半分以上が過ぎた辺りで弁当を食べることにしています。できるだけ時間をかけてゆっくり食べようとするのですが、元々早食いです。「ゆっくり、ゆっくり」と意識はしているのですが、15～20分で完食してしまいます。「ゆっくり」を意識しなければ、5分で平らげてしまいます。

弁当を食べる以外の時間は、本読みと本書きに充てています。「本を読みたい、本を書きたい」と思い続けてきたのですが、弁護士業務に追い回され、思うようにいきませんでした。家に帰れば3人の子供がおり、最近は孫が加わりました。本読みも本書きもできる状況ではありません。早起きをして、やる他はないのです。

透析に入りましたら、透析時間は電話もなく、打合せもなく、子供や孫とも離れて、読みたい本が読め、書きたいことが書けるようになりました。お陰で、透析に入ってから、駄文ですが3冊目の本の原稿が完成間近となっています。これは、かつてないハイペースです。

同級生の弁護士などからは、「4時間も拘束されたら、自由な時間がなくなるだろう。気の毒だ」と同情されています。確かに透析の4時間は、人と会ったり、飲んだり、遊んだりなど、自由にはできません。その意味では、行動が制約されています。自由がなくなります。見方によっては、まるで壺つぼの中に押し込めら



れたような状況です。

こちゅうじつげつなが
「**壺中日月長し**」という禅の言葉があるとのことですが、透析時間はまさに壺中です。禅の世界では、「**人生とは、壺の中に閉じこめられたように制約がある。それが人生だ**」と教えているそうです。さらに、「**制約があるからこそ、人生は面白い**」とも教えているとのことです。

確かに、金だっていくらでも使える状況にあつたら、買い物も食事も遊びも面白くないかもしれません。金自体に魅力を感じないかもしれません。1か月あくせく働いてもらうわずかな給料ですから、それを大事に使いたいと思い、それを使ってする買い物、食事、遊びが格別楽しいものになるのです。

時間だって、いくらでもあつたら「今日中にこれをやらなければ」とか、「今、これをやらなければ」などということにはなりません。毎日だらだら過ごしてしまいそうです。「何日後にテストがある」、「締め切りがある」という制約があるからこそ、眠い目をこす擦って頑張るのです。そこにこそ、**生き甲斐**があるのです。

透析をしていますと、「その4時間は壺の中に閉じこめられている」という気がしなくもありませんが、逆に「これほど自由な時間はない」という気もします。体は血管と機械が管でつながれ、自由の利かない状況にありますが、頭の中は自由そのもので、宇宙の果てまで飛び回れます。過去にも未来にも、自由に行き来できます。頭の中では、食べたいものを食べ、会いたい人にも自由に会うことができます。その上、読みたいと思っていた本も読め、書きたいと思うものも書けます。

透析によって体を動かす自由は制約されていますが、逆に、気持ちの上では「**真の自由**」があることを見つけました。



「馬鹿者ども」にももの申す

「馬鹿者ども」などと過激な表現をしてしまいましたが、被災者のことを無視した政局に腹が立って仕方がありません。

夫を亡くした妻、妻を亡くした夫、親を亡くした子、子を亡くした親など、大震災で被災した方々が連日相談に来所していますが、大震災から100日以上が経過した現在も多くの方は避難所生活を送っており、その方々の生活環境はほとんど改善されていません。福島原発付近の住民に至っては、各地に散り散りとなって避難生活を送っており、安否確認の連絡さえ取りにくい状況です。

そんな状況下で権力争いにうつつを抜かしている政治家を「馬鹿者ども」と呼びたいのは、被災者の偽らざる心境ではないかと思えます。

弁護士はかつて「代言人」と呼ばれていました。文字どおり、「本人に代わって言う」という立場です。被災者に代わり、国会議員に対し、敢えて「馬鹿者ども」と呼ばせてもらいます。

確かに大震災及び原発問題に対する菅首相の対応が適切だったかどうかは評価の分かれるところでしょう。だが、もし不足があるのなら、他の政治家はこのような機会にこそ立場を超えて補い合うべきではないでしょうか。

被災者は、わが身と同じとも思える身内を失い、自宅や会社や工場を失い、悲嘆のどん底で避難所生活を余儀なくされています。その人達を一刻も早く、少しでも以前の生活に近づけるため、あらゆる政策を実行するのが政治家の使命です。そのためには、政党や派閥などの枠を超えて協力しなければならない時です。一時たりとも無駄な時間を費やしている余裕はないはずで、それにも関わらず、不足を補うどころか、それを政争の具に使うなど言語道断であると思えます。

特にも、政権政党の民主党内において「菅降ろし」を声高に叫んだ小沢・鳩山両氏の行動には、「馬鹿者ども」と言う他に言葉が見つかりません。

前首相・鳩山氏は自らの力量不足を自覚し、当時幹事長であった小沢氏を道連れにして辞任した後、小沢氏を担いで菅氏と民主党代表選挙を戦い、小沢氏が敗れ、民主党代表に菅氏が選任され、首相となりました。小沢・鳩山両氏も民主党議員である以上、本来であれば菅体制を支えなければならないことは明白です。しかも、小沢氏は強制起訴され、党員資格停止中であるにも関わらず、「菅降ろし」の中心となって動いていました。

この「菅降ろし」の行動に関する世論調査の結果は約90%が「評価しない」というもので、正鵠を得た世論と言えます。特に、大震災・大津波で身内を失ったり、原発問題で避難を余儀なくされるなど、極限状態にある被災者を抱える岩手、宮城、福島の住民としては、「評価しない」などというレベルではなく、「馬鹿者ども」と言わざるを得ない心境です。

小沢・鳩山両氏の私憤とも思える動機による「菅降ろし」に同調した民主党の多くの議員に対しても、これを絶好のチャンスとばかり政争の具にしている自民党をはじめとする野党の議員に対しても、「馬鹿者ども」と呼ばせてもらいます。

「馬鹿者ども」などという言葉は適切な表現ではありませんが、被災者のお気持ちを察すると、我慢ができずにこのような言い方をしてしまいました。「いい爺になりたい」とは思っていますが、いくらかまだ腹を立てる元気だけは残っているようです。

